

中外新報

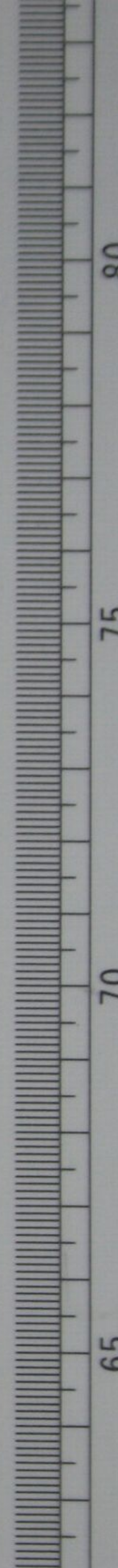
從一至拾五



西垣文庫

文庫 10

7351



特 文庫10  
7351

慶應四年辰春改正

公武一覽



西園寺學

總裁職

御領千石 日柳門院齋

有栖川純熾仁親王

副帥四百九十石 梨木丁西六

三條前中納言実美卿

從二位

議定

千五百二十石 洛西御公口

仁和寺純仁親王

牛道荒神

聖護院権

華頂尊季親王

無品

中山前大納言忠能卿

正二位

正親町前中納言実愛卿

正二位

中御門中納言經之卿

從三位

長谷三信信篤卿

正三位

東園寺將基敬朝臣

正四位上

三職分課

外國事務總督

三條前中納言実美卿

海陸軍務會計事務總督

岩倉前中將具視朝臣

神祇事務總督

有栖川中務卿熾仁親王

二千八百六十石

近衛新前左大臣忠熙公

從一位

中山前大納言忠能卿

白川中納言

樹下石見守

谷森大和

制度寮事務總督

千五百石

鷹島司前左大臣輔熙公

從一位

万葉路右大臣博房朝臣

福岡藤次

田中国之助

三岡三郎

長州藩

楯取素彦

助役

本村東市正

城多圖書

沢村加賀守

御作事方

千石 寺町本町

中井至水

内裏御固

南門

本一万九千五百石 尾洲寺

日御門

二十四万二千石 土佐高知

山内土佐守

猿ヶ辻

三百石 西六条

本願寺御門跡

朔平門

四十二万六千石 浅野守

浅野安藝守

公卿門

百八十石  
就尾尾侍從隆聚朝臣  
從四位上

内国事務總督  
正親町左少將實則卿

二十五万七千九百石  
蜂須賀阿波守  
同  
十津川郷士  
和州

六十一万九千五百石  
尾州古ヤ  
尾張大納言茂徳卿  
從二位

德大寺中納言實則卿  
三位

堺町御門

三十二万石  
越前多井  
越前宰相慶昭朝臣  
正四位上

越前大藏大輔慶昭朝臣

三十二万石  
越前多井  
松平越前守

二十四万二千石  
土州高知  
山内前少將豊範朝臣  
正四位下

辻將曹

寺町御門

七十七万八千石  
サツマカコシマ  
嶋津少將茂久朝臣  
從四位上

大久保市藏

五十四万石  
ヒコク本  
細川越中守

四十二万六千石  
ゲノ州ヒコシマ  
淺野少將朗長朝臣  
從四位上

田宮如雲

清和院御門

參與

廿九万七千石  
新在家東  
西園寺三位中將公壽  
正三位

外国事務總督

中根雪江

石茶師御門

三百九十九石  
中ノチ南角  
万果路左少將相博朝臣  
從二位

山階常陸大守九親王

二十五万石  
江洲ヒコ子  
井伊掃部頭

二百石  
日御門前  
橋本左少將実梁朝臣  
正四位下

三條前中納言実美卿

今出川御門

九百四十四石  
中文賣御門内  
鳥丸左少將光徳朝臣  
從四位上

東久世前少將通禧朝臣

二十一万石  
チゴククメ  
有馬中務大輔

二百廿二石  
廣小路新子  
正親町左少將公董朝臣  
正四位下

伊達少將宗孝朝臣  
從四位上

乾御門

後藤象次郎  
岩下佐次左門

七十七万八千石  
サツマカコシマ  
嶋津修理大夫

御藏米 内大町寺町田  
東世前少將通禮朝臣  
正四位下  
大原左衛門督重朝  
正五位下

助役

百平石 同東角  
五條少納言為宗朝臣  
從四位下  
柳原侍從前光  
正五位下  
西四辻大夫公業  
正五位下

長谷美濃權信成朝臣  
坊部三位中将俊政卿  
御藏米 蛤御門外  
穗波左京大夫經度卿  
從三位

尾州藩

荒川甚作  
丹羽漳太郎  
田中国之助  
越前藩  
中根雪江  
酒井重之丞  
老受鹿之助

海陸軍務總督  
仁和寺純仁親王

岩倉前中将具視朝臣

嶋津少將茂久朝臣

廣澤兵助

西郷吉之助

會計事務總督

中御門中納言經之卿

岩倉前中将具視朝臣  
淺野少將明長朝臣

西四辻大夫公業

三岡八郎

小原仁兵衛

刑法事務總督

長谷三位信篤卿

細川右京大夫慶順

十時攝津

津山小三郎

中立賣御門

三千五百石 因州鳥取  
池田因幡守

蛤御門

三千九百石 長崎八ギ  
毛利大膳大夫

下立賣御門

三千九百石 勢州津  
藤堂和泉守

内侍所

洛外御警言衛

三条粟田

能勢日向守 丹州ノ七

白川山中峠

六万石 江州  
本多主膳

洛良キ之坂

土州藩

後藤象宗

福岡藤次

神山左太衛

薩州藩

岩下左次右衛

西郷吉之助

大久保市藏

藝州藩

辻 将曹

櫻井与四郎

久保田平司

備前藩

土倉修理之助

土肥典膳

牧野權六郎

山田市郎左衛

御書記

八百十二石

高倉君三位永祐卿

從三位

百八十石

滋野井左将実在朝臣

正四位下

同侍公壽朝臣

從四位上

大和國鎮撫總督

七百石

久我中納言通久卿

正三位

乾御門左

大坂裁判所總督兼攝泉

三百石

醍醐大納言忠順卿

正二位

中立賣御門外

同副總督

宇和嶋守将宗孝朝臣

兵庫裁判所總督

東久世守将通喜朝臣

兼長寄惣判

澤 前主永正宣禧

御内儀高御取締

大原左衛門督重朝

戸田大和守

總裁顧問

長州藩

水戸準一郎

征討將軍

仁和寺純仁親王

二万石

分部若狹守

同大寺

大原口

三万石

仙石讚岐守

但馬岩

夕方、峰丹州周山

六万石

青山右京大夫

丹州守山

東寺四ツ塚

一万八千石

江前更路

北條相摸守

丹波老ノ坂

五万石

松平圖書頭

丹州龜

西街山崎

藤堂和泉守

八幡橋本

加賀筑前守

二百石  
富小路前中ノ千東カハ將敬直朝臣  
正四位下  
御藏米  
新在家野六  
石山右兵衛權祐基正朝臣  
從四位下

岩倉侍從具綱朝臣  
從四位下  
百八十石  
内丸太町寺西  
四條大夫隆平  
正五位下

坊城侍從俊章  
正五位下  
御藏米  
丸太町川東  
澤主水正宣種  
從五位上

岩倉大夫具定  
橋本大夫実陳  
從五位上

松室伊豫  
羽倉越中  
松尾上野  
鴨脚下然

三職御用掛

松尾備後  
鴨脚加賀  
心尾但馬

軍事參謀

東久世前少將通禧朝臣

烏丸侍從光德朝臣

四條前侍從隆訶朝臣

御旗奉行

五條少納言為榮朝臣

山陰道鎮守將軍

西園寺三信中將公望朝臣

東海道鎮守將軍

同 關將軍  
橋本左將美保朝臣

柳原侍從前光

北陸道鎮守將軍

中山前右中將忠實朝臣

市中取締

六万石 丹波廿山  
青山左京大夫忠敏

九万石 丹波カノ山  
松平圖書頭信篤

六万石 江州セ、  
本多主膳正康穰

宇治大橋

五万三千石 勢州又居

藤堂佐渡守

東福寺前

六万石 伊与大洲

加藤遠江守

右御固め方、御交代

有之故尚其時、小

改 京都御見廻

四万三千石 石州ツラ

亀井隱岐守

二万六千七百石 丹州ツク

小出伊勢守

加藤遠江守

二万五千石 和州高取

植村駿河守

右田藩御前主居方

龜井

室町町町末之突接  
神野 務

如尾伯耆  
中川對馬  
吉田遠江

參與役御用掛リ

松尾豊後  
橋本安藝

鴨脚和泉

稜川備中

羽倉肥前

土山淡路守  
田中村

渡辺出雲守  
室町上立賣

鳥山三河守  
寺町廣小路

澤村加賀守  
寺町廣小路

土山信濃守  
野馬丸切通

虫鹿豊後守  
百万辺ヤシキ

町尾衛門志  
百万辺ヤシキ

火消御役

三芳卒右 揚州高羊  
永井日向守真矢

守衛士

和州 十津川

揚州 多田

城州 山科郷

御支配

小堀數馬  
此原町茶

加茂川堤司 角倉与市  
此原町茶

角倉伊織

金穀掛リ

一萬石 野州多々  
戸田大和守

土山淡路守

渡辺出雲守  
林 左門  
下段ヤシキ

植村

大宮御池  
村田丈四郎

加藤 東川端孫橋走  
口分田 貢

小出 油小路松原走  
大嶋奥左門

同御加勢役

前田宰相

鳥津修理

山内土佐守

七方留里石  
中川修理大夫

此冊子修治りて改りて  
いふも安徳降後等  
お遠あふの知りあふ  
改りてこれた今遠い  
あふの修りて見ゆりあふ



內外新報

第一

號

五味

定價八分



內外新報第一號

慶應四辰年四月十日

○  
昨日七日大原恭侍從教品川宿止着途中行列烟練太  
鼓及白地菊御所紋海軍先鋒之書紀有之御旗二流之笠  
袴腰紋付小襦一本御馬上止年齡四十歲位立烏帽子  
毫刀腰之差氣地繪子小袴紺地金襴袴止着用此條衣  
一袴肥前藩列裝後云士筒袴細袴紋付筒相携隊長分  
添恭後人數二百人程足並隊止止通行同日申下刻  
御本陣止止着

一雜書小川南城真田則答与中敌人指揮致了品川需支  
三日法高陣有之同所出退陣日浪江戸表出陣當以場  
可亦之故立出治定之上下江舟出致了与未分不中  
一以奉陣香園宗世能勝致付幕致白地同斷幕之張大示  
亦待没敵陣當高札有之出寄札相掛有之官軍之  
家人數上下三百人程近邊縁篇至宿陣之相成罷在  
之家共玉藥之外立兵器類手當相見不中以大砲未發  
相見不中

三月廿八日

右之通書以上

一慶應三年七月廿六日小笠原賢藏岩田平作裝鉄船  
采込亞米利加「コスポ」上海軍所出出帆一同四年  
四月二日横濱江着帆也

○四月二日江觸書

此度一橋教田安教出連名之出款終狀一橋教以持恭東  
海道官軍大總督實以方出恭上且若年書大目付  
出目付共同候為款預器出也 上様出恭順出謹懐之  
出誠意相願出也身与老寬大之 思召在也 所沙汰之  
品出先降總督与 勅定在可也 作出出候出作渡出

と付るに何れも此上兼ふ之清趣素厚に相守亦相慎の模  
可致の

四月

○同日に觸書

勅使近日清府内の出入之儀、身衣兼込次第に通り筋  
武家屋敷溜門引寄意方より以て一諸事物静に慎み居  
物見々間敷儀、之に候家来未々迄、御旨に付垂れ候に致し

○四月三日に觸書

明日柳原殿橋本殿六半時池上に参駕、清城入有之  
清道筋往來差留且屋敷間至共先達と相違ひ通格別

礼節を尽し不致之儀、之に相心得し  
一清道筋に携りし面々、其に門番之向者、服紗袷麻上、个着  
用可致し

○清道筋

品川に小休、之より三田通赤羽根橋西久保天徳寺より支度  
支分虎市門樓田清門清入城

○館内は張出に馬

今般 王政済一新に付 朝廷之條理ヲ追ひ外國に交際  
之儀に 作出錯事於 朝廷直に取扱は為成萬國之法  
以て條約に履行は為在に付て全國之人民 歡慮ヲ奉

載し心得違ふ之極也 作對の自今以後櫻外國人ヲ殺  
害し或は不従法之新業亦被し外者も 朝廷之情  
清國雖々藤威し外に已ある一且 清交際之 作書西  
一對し 皇國之 清威信も不相立次第其以不臣之極  
之儀ニ身其罪之輕重ニ隨ひ士分之者と推割士痛至當  
之典刑可被處の条銘之奉 朝命新暴行之新業之極  
今度被 作出の奉

二月

○長應寺表門に張出の寫

日本在和蘭國

ミホルチーキアケント  
兼ヨシシテセ子ラール

日本 皇帝陛下之軍隊士官歩卒等ニ布告也

當長應寺ニ日本ニ在和蘭國ミホルチーキアケント兼ヨシシユル  
セ子ラール宿所にて其内諸具を委く同人之所有多る故  
別段之免許なくし之當寺ニ入るべき理合まけつし之  
も無し當宿寺ニ在る諸具委く記して藩藩あり若分是  
せらる申付しハ日本政府より同人之為ニ是を償面し

千八百六十八年第四月

横濱印

日本在和蘭國ノ

ホルチーキアケント  
兼ヨシシユルセ子ラール

高輪接遇所英館滞在サトウ四月三日第一時頃横濱表

船高帰れり

三田正泉寺滞 在瑞西園公使外士官二人四月四日第二字遣  
横濱表に陸路帰港を未了士官一人滞留せり

モルレーシ著英吉利小文典後編発兌せり

○  
甲府勤士の内佐藤後河守外九人の徳川家へ帰し鳥居  
敬之丞大河内十右衛門外一人ハ判監して 皇居とあり  
○坂邊大藏加藤重三郎外一人ハ行方を知らぬ總て  
皇居とありたふもの二百俵餘ハ當分之内十口を給り

三百俵餘ハ十五口を給えり ○其他 皇居とありたふ  
ものハ関東追討の先鋒を命せらるゝに依り頻りに懇願  
し圖りて三十人出陣し途中に於て猶又懇願せらるゝに依  
り十人宛を別々に甲府口への警衛を命せらるゝ之ハ  
加列甲府を勤士の風流ある故なりといふ

○四月五日

上意之口書付寫

昨四日以 勅使別紙之通に 仰渡有之恭順謹懐無二  
念之既辱も達 敷聞 皇慈之餘蒙寛大之口沙汰の賜  
實以難有仕合ひ素か一同に於き 聖旨送奉て致ハ中

迄乎此之所得共若心得遠之者有之以此不相礙以右  
者兼之相達置以事之令更教戒之不及儀之所得共  
猶又厚之相心得 獻者遵奉可致以事

四月一日步兵差國役頭取並戶田嘉十郎撤兵頭並  
同日市中取締後松本直一席以目付在命せらる



# 内外新報

第二號

定價

内外新報

寛永年間、佛蘭私國始めて新聞雜説を集めて同板せし  
一示来此更火より行われ諸州との新聞局ありさる処  
るきよ及び江戸に於ても中外新聞板行ありてより夷  
意隔絶の異更を知り四海の善言を索り頗る方今時勢  
より利益あり然りと虽も横濱新聞の譯の如きハ省畧し  
たり更多く又遺憾あり或依て此度會社を定め新聞  
ハ得るより従て之を譯し如之内外の布告及び選任轉職  
等を洩さず記裁し又廣く異論異説を集め内外新報  
と題し以て會社日用の便し備ふ



新報ハ速ニ刊行を要する事と主とせらるる故ニ猶缺漏  
多き事一も亦々四方の君子若一一新報を聞クハ幸  
ニ寄贈して遺洩を補ヒ給ふヘ一

慶應四辰年四月

會社執事

内外新報第二號

慶應四年四月十三日

○四月五日ハ觸書 二通

此度被 作出ハ 勅諭之類ハ拜兼ニ成ルニ付 上極來  
ル十月ハ茲途水戸表ハ此為 入ル此後向クハ可出相  
違ハ

○

昨四日 勅諭之類ハ 津城内ハ檄英ハ多門且ツ  
津教諸級所早ク取片分來ル九日ハ同分ハ引渡下ル  
但津門者英ハ廣發勅書之向去來ル十一日明書迄

下江相儀小事

右之類向く早くて江相違ひ

四月四日奥信院隊中根禁次郎精院隊を命せらる

同六日若年寄今川刑部大補内願之類最有力の付以役

清免 同七日彰義隊組頭菅沼三平同並を命せらる

近頃會津城内 天守を修復せんとして古金七十万両

を提出したりたり又國內へ芝居二ヶ所控女屋二

ヶ布を免許ありたりたり風説あり不詳

○二月十六日大改官より後傳

諸國之為札是迄之分一切取除くは多し別紙之條に改む

揭示被 作付の自然風雨之多少字章未塗減り者ハ速

調智の中事

組定之札ハ永年揭示に 作付の覺札之儀ハ附之

津布令之付退白取除之 津沙法に有之為津布令之

儀有之ハ節々覺札を以揭示に身付付の付速に相掲

げ編境に至して 朝廷津沙汰筋之儀毎水に格可に

相心得小事退白 王政津一新後揭示に相成り分と

定之札之後ハ尚分揭示被盡り中事

二月

○第一札寫

一人多るもの又倫之道と云ふくき徳を事  
 一 釋家孤獨癡疾のものに憫むべき事  
 一人を教へ家を焼き賊を監むべき惡業ある事く事

慶應四年三月

大改官

○第二札寫

定

何事によらばよろしかりき事にて大勢中合ひ候と

とうとさるへととうとさるへとさるへと  
 ぶらそとりのひあるひを中令せ居所長村をたちのたひ  
 をてうさんと申す賢く浄法度より若衣類と依これ  
 らひあくる節の役事へ申出登し浄法をい下さる趣く  
 事

慶應四年三月

大改官

○第三札寫

定

きざしたん新宗門を依り堅く浄制禁たり若し不審ある

その有之ハ重箱の役所へ申出願し清らうひ下さるる  
く半

慶應四年正月

大改官

○正月三日法使書込の申約也

明日日輪系殿様を教入城す付

靜寛院宮様より法料理つゝのまされひる暇結麻上下  
恙利西丸へまかり出申給仕とぞひおつとめらる  
るくひ

靜寛院宮様御用入申給仕おつとめひる候せらるる

くひりつとも契斗目用をこのり

一 日茶給仕もりおとせ御めらるるくひり

○京越三月廿三日の末状家

一 去る二月廿一日寅の上刻 沙先子系地を申之を申  
しよおるる辰の上刻

禁裏様所祈申ひきよおるる西六條西小やまみ八  
たご申とまり廿二日申口密申とまり廿三日大坂  
へ由是申供方公卿諸大名を半あびぬ申女中その  
外

所祈向のころは申立たるひよおるる外よりつゝ高地

もあはれどきみしくお威大坂よりいづきへ  
所幸におありのや一向おまううはは約又ハ関東平  
定のうへら

所西条との正少は又正座の町うく風すよハ正立を  
らひ又相ありの上ら京地焼をくひ又ありのあど十  
君いそあはれどん配のるに正座の

所供改尾張元千代撮毛利長門守撮そのわう正大名  
致志生民○正為守正ちづかり二條上る加所撮三條  
よまは條まぐ薩所撮は條上る阿所撮あり



# 内外新報

第三號

定價八分

内外新報第三號

慶應四年四月十五日

○四月九日武藏野家来々の来状宗

仲仙乃鴻の巢宿羽生宿高分の内主人へ出たづけ  
は付い右又付羽生宿出陣をへ高家人救休息として  
遠入いところ

官軍涉人救よりいりやうのりけあき遠入い我と  
は付い付おとや作おとぎる梅合又付高家丹羽  
藪とやゆの切獲いこきよつとやと帯おと桐  
立上考株大まへ大砲向けられ其は拙る守中



一 水陸乃 官軍加勢 山嶺地を

所勅使採あまはし通しと成志らし武志取と一切相  
あふれとす風少又西行

一 二月十八日 倉津採正家来三十人など宇都宮へまゐ  
るに據を信州以ててくるやあつところ高村あは  
れと付かへてていそぎあふれとてあつてい  
風少右へ付宇津家より官軍へ移らひいれ二月三日夜  
吉河宿より五十人など内百人など信州依傍勢  
のより係より百人など

一 倉津勢五月二日の夜六百人など徳川家宿へあつて

一 一先福多うい地ゆむきまの屋に同勢を来津ふ  
弟若く七八千人むらう屯るはて居い中

一 日光山あも同勢居い

一 水戸方勢は素深を新井川にちるふ五十百人など  
係あふ美か白川へ還る以て今使へりけ合ひ居い  
中又あふ

一 借城落懐大敵を地あふまのり若殿の境のり居  
費へ居のり江戸表よりあつて歎義隊の者百人計  
里附係二本松家来附送

一 壬生の勢を高村ふ地ゆり高家来 方のり



一 館林より日光出かこめりしうい夜大砲二挺日光へ出  
つづけぬいよしよしと中いれども実を如何や分り不中  
いせ

一 冥東江志平より浪若勢を助けて本館くを舍付へおちめ  
いよし

一 館林にさらしと出府不思議よりせい

○ 四月三日出板タイムハハハハハ

坂地静澄ありと交易すべく盛大あるべきの徴候  
と増せり

帝王ら多分江戸平定し軍隊め坂とを坂地へ

市役所よりせらるる重きお板子あり

三月廿六日天保山よりおわくエフ口ハハハの船隊  
敵艦ありし

槍丸貫一 環

○

下位の團あが先山よりおわく近後勇

官軍のみよたしとせらるる風流ありしとていづもまど  
洋かありん

○ 四月十一日法務相坊

美濃系三十五石より付百廿四石二分仕切所方ハハ

之中白きあり付式斗四升あり  
 砂打場少しく下流し文久砂をあり付十三十九石  
 三十二文百文砂を十石八百文あり  
 焼酎上方江戸平均打場一駄計揚り付金五十九石  
 賣金升り付式也六百七十文あり  
 麦金をあり付三斗三升あり  
 小豆金をあり付七升あり

○  
 英和海軍尋火砲科日形歩兵必携等の銃火と近日  
 見とる

○二月廿六日

三百昇平忽乱離紛々兒女萬家悲恩願志士為君死  
 古留名在此時  
 川路頑民齋

○四月十一日吉野中の軍

今般海陸法を進軍いす  
 朝敵慶喜兵を抗命し族  
 のを誅劔とす

敵軍をくちぎる人悔悟後怯し付らるるは救すべ  
 しくはと銃や生靈塗炭に難苦ありを思罪魁を  
 死一考省めし是以上を為備し安んず勿偏取彼を  
 害す也  
 伊拔提位肥後守

海へ 示表亦く思食くく徳川徳代随従小吏に  
 玉を煉銘く患吾く振 示杖助てら成下小付経  
 博せつら成下 聖道を甘戴士農工商第一  
 切安法營業致まなく從退く後 開延徳教  
 所宣布ゆゆも當分徳川徳宗く良法をせまう後更  
 吾くい糸勤 王一途よん於遠寄くまトく且高國  
 徳の所以等いいさまら忌憚あく高熱督府人て十出  
 小其上玉高公平く裁判く是らるる益く者あり

# 内外新報

第四號

定價八分

内外新報第四號

慶應四年四月十六日

○友人共の末状の宗

下総の國造珠城彰義隊兵又二か松人殺を介脱走の  
舎藩等あゝと云々ありぬかり在いと云々ありぬ月七日の如  
小山宿よまかりありい 官軍と小金井宿よ在い  
官軍と前後よりと云々まきをきと付まおあり七日如  
此の時どろ落珠まおありい唯今又てい 官軍入  
るる飛りいれまゝ小山宿に引たりい 官軍多人殺  
止宿を

一 舎津藩をまはしく盛衰ありよく守於宮庭出張  
又おありいまご掛合中又庄庭の中

一 壬生くまの舎津藩より度々かけ合ふおよび多分舎  
津方のよし風歩いたる

○ 四月八日丹波守殿津波去付の字

上極水戸表に 入らぬくまのいふ付涉登英他者津代  
まかり越えおれおれ志和るを向てにんたの爲にせ  
らるる

○ 右同

薛寛院宮様

実成院様明後九日田安寺に祈に 津を逆転に

万は殿の向の爲にせしむるを

○

一 西九徳及お茶又飲茶とも明転拙者どもに津引  
とたしこまらるべくいおつとも津門と御書の向に  
是まご津引の長掃除いたし引く以上  
きぬくいこまらるる以上

渡辺源三郎

田村筑後守

○ 四月七日夜

塚系寛十部

名代 塚系彦久那

重く逼塞は 治付色以塚系但る奉守罷たるとより  
後科又受せしむる處とのところ格別く寛典を以て死  
一等と定めしむべき

勅後又付沙裁降の如く波き重く不出候以て付よこ  
る候出しい振てと致し

小野内膳

名代

重く逼塞と 治付色以奉守罷たるとより後科

に受せしむる處との不格別く寛典を以て死一等を  
定めしむるべき

勅後又付承し治候に格揚度受候是をさしむる若あり

澁川播磨

重く逼塞と 治付色以奉守後科又受せしむるべき  
の不格別く寛典を以てしむる受色致しむるべき  
勅後又付承候と 治付し

平山守書

後出内中

重く受 城見合しやう 相替色以奉守後科又受せ

らるべきの事格別々寛典を以て之を裁きべき事  
勅使に付御居と 仰付い

榎本對馬

室賀甲斐

日文章

大久保主膳

戸田肥後

永井玄蕃

日文章閉門

右平忠丹の書宛と申すは十月十日の事と云ふ人とは渡津

あくお海の中西月付永貞と云ふ日分小林本改命に  
越は

○四月九日丹波守教正後一書付し案

天璋院様 本妻院様の十日一ツ梅書を預り書後

寺守殿に入らきと云は候ふ所の為向しに書せしむ  
べくい事

○右月

上極明十日有表に入らきと云は候ふ所の為向しに書せしむ  
寺不例又付一日寺に候ふ所を候ふ所と云は候ふ所の為向しに書せしむ  
仰出い万世候ふ所の為向しに書せしむ

○四月十日

大熱賢有柄川宮

正親所三位殿

西口過左大臣

穂波三位殿

川霧左大臣

侍附

侍族官人

侍筆官人

侍役番

會計局

侍發遣

尾州

筑前

他田

津和野

稻田

右に去る八日卯刻後府侍出立日夜蒲系家侍泊里小  
之通て侍下向以打太以飯府中宿同屋より本門宿直  
ふ如物申越し

十九



內外新報

第五號

定價八分



刊

内外新報第五號

慶應四年四月十七日

○布告書

一 徳川家及逆又付返討討 侍出會津ハ我等以一子  
 城とて藝學名匠沙汰出別紙の通以片一統御見マ仕  
 以物も又方今外國の艱難も有之ハ柄柄内礼を生し  
 以るハ 皇國の事大事又マお成ハ  
 主上痛く心痛心のも又ハ万依マハ干戈をふける執  
 理御曲直分岐お礼し公衆の事沙汰を以テ 神武天皇  
 山の安又新なる色ハ振遂 奏國ハ存命又付此又大條源

三帝上京中付人いりある形勢又立寄い非も難事場  
合又いり何れも軍忠を以て武名を輝け振厚お含こ  
早く支度なき是國以て出陣の心懸けり有之いり

辰二月十日

○葵園書

就徳川慶 及逆為返討逐日官軍東海東山不陸云道  
より下は為逆討く旨也 佐出以又付くは葵羽の法  
備道知多しと大義お共し合謀之六師征討く旨也  
法く教を以て出付也 後後程又金津容保時後徳  
川板送し余し強旗に發砲大逆を道又付ては逆討

いり又いり右長芝那い一子本城襲撃也又葵退討加  
いり法く執謀の甚畏い若松の東山の一孤城とい  
ども長芝那一子又襲撃也 後付の既武門く面目又  
由叶難有ま存人連又一藩中へ布告し出陣の利を仕  
官軍の征伐の期又いり連又魚橋襲撃す仕い志あり也  
弁遠襲撃いり漢い僻在仕道遠遠

朝廷決議の深志も詳ふ其兵畿内上方之形勢未  
唯情いりいり言上仕いり兵千系忠節く系いり存人  
とも度く言談とけいり上も存人何れも然止仕居い  
いり長子の分難ふ願忌諱た其言上い 王政復右

朝議西一彩の折柄一旦天下に兵を討つ初國東征  
伐討つ在り候へ世忠重大し事件候と 敵軍の在り  
以上と事候へども天下の人心を安んず仕り候と  
候へば難なる成然りと先著る慶喜義経と在り  
又付案内仕立山崎と付合衆を先供し給へ上京  
仕立中途にて右方濃平官軍へ發砲仕立候途を  
の難敵と付進討お軍出征伐との在り候と布告し  
成り不慶喜長下へ布告し趣く候と先供のもの関門  
へきり候と其の初候と薩藩より砲發しおとす候  
止む我軍の在り候中は有る候と今度率領候と

發砲のつぎ先づ候ら候と分曉にお每風沙も有  
之臣等邦事治法の熟考致慶 布告し各成信し  
候と其の候へども發砲は及判然にお其の人心一  
定不仕一衆と西産の徳川祖先年来く禍乱を定め撥  
汎及正大勲業と今更に上の由を其の累世徳武修文  
法内法辨仕り候と既二百年の久しと其の候と其の  
流雪武威不振遂と永永癸丑以来不夷猖獗候人心  
援礼其の在り慶喜不遂と其の失体不道と其の不  
了有る候と今日あり候と政令一公平正大  
と信を以て 皇國を其安んず候と政令

朝廷より其の以上をきく何事かを正す事

朝廷より其の人心を感す十の八九を正す事

人心を正す事

王政優古記

大策減見民如赤子民を正す事

朝廷より其の人心を感す十の八九を正す事

人心を正す事

王政優古記

大策減見民如赤子民を正す事

朝廷より其の人心を感す十の八九を正す事

人心を正す事

王政優古記

大策減見民如赤子民を正す事

朝廷より其の人心を感す十の八九を正す事

人心を正す事

王政優古記

大策減見民如赤子民を正す事

朝廷より其の人心を感す十の八九を正す事

人心を正す事

王政優古記

大策減見民如赤子民を正す事

朝廷より其の人心を感す十の八九を正す事

人心を正す事

王政優古記

大策減見民如赤子民を正す事

朝廷より其の人心を感す十の八九を正す事

人心を正す事

王政優古記

もろびあは時 天下に大兵を起しに海鼎沸く勢も  
玉いえは彼おとしども必中しき侍親ら仕るまじ  
く各國帝王の命を請つて振ある拳勅も乃びい由新  
斗まのる時ハ 中國辱せ字内系民へらお流い姿も  
もお威入心の疑感のこあく必定ん抱憂痛哭仕い者  
十も八九きて肯て是入心の一定不仕也を案こ由  
危い彼是を以てわつて熱血仕いよ清道まきよ海く  
法澤く定編をつくさせらる天下共く正大明のを偏  
を堂の公論ありしををわくまきよ是い大い必し由六  
所を勞せは彼自ら彼後して仕と此後むそらよ其銀取

廿四

い右治よも輝徳不難其を以て先王の英徳と仕い兼  
又い故是等しくあへは目的を修めは 王政復古の由  
成業を 伊大成よあは振仕くく受邦微を由深察社  
成り振ひよんよ其冀望いあつやく清道付とや多  
よおありいよも清澤く向難殺仕い由もわくわく  
海内分裂群雄割據元以前に大乱を醸し却る時福  
為福とや者よとよあけくゆる若よわくはと臣等邦  
ひそらよ痛ん患抱仕い不有く清え愚偏きよあく由  
採用よもおあなまどくと覚悟仕いゆども如けは成軍  
機舎よきつとづよと悲心仕いよら却る不忠く節よ



内外新報第六號

慶應四年四月十八日

○四月三日公板横濱新例披露

帝王より 日本國中と外との交易を盛大とし  
且つ 日本人が海外に自由な旅行をすることをも 免  
許するを

宸翰を「ニスト」に賜ふよりよしを奉りしより  
おくせりは況実あるにあらざるを我々の用事とす  
より也程 日本が政府は大方の改革をなすべし





勅使法之に法甚とせりいよ付法儀がとそ居の而  
る祥定まかりおひそのうち織田信家老吉田某と  
十二日晦日とる者不通り山を仙臺へたこい  
とこ力早しそや等行りて内路におあり右ら内家  
在月不の傍り方 任付くまひ外より人殺出強  
おあり此令田儀のうけ合とおありいよしむ織田  
家には

勅使の着命より仙臺より助力として五日百人天  
に甚とおありいとしいさそ仙臺儀より舎内  
くまおしとおあり高地より福一まのた中七日宿

と中とるに丑六百人お固め飛折様来おありか孫  
い中り某ういよしあり

○五日六日出福傍りの末状写

舎津 法遊討の 法陣仙臺に甚三月廿五日仙臺勢  
由りかし五日六日者不許とまり由人殺九三子丑  
六百人

伴達筑本

日 孫正

粘貝古新

日 安藤



和葉史記官ケレニ千子一人の語又曰本と乍度とい  
地衣友びくく是乃和葉にて地衣又とあり及  
ちふりく忠節あるあり曰本と乍然とい地衣同し  
おと肉のりのことあるとみ候と言ふれし

○  
今般儀博表追付とし、官軍清さしむ事山岩おふ  
里以又付下館原石門若狭古伏老とし、利人柴田  
隆を傍村を平をぬき、出以季清軍用金千あり、出  
し、いやう、治せ付く是、い、付、監、日、不、得、個、楚、い、

家老牧志摩身山却為中利人村屋平を際その外清金  
登城の、あ、後、士、の、者、共、教、人、附、法、ま、か、ま、し、い、途、中  
又、く、賊、又、意、い、右、の、金、奪、ひ、と、く、是、い

○水野日向守城下結城高札場を建札と号  
今般賊徒為追付

官軍清さし、向、又、お、成、い、と、こ、ろ、所、至、日、向、方、左、ち、去、り  
い、へ、ど、也、而、姓、所、人、又、お、か、く、い、主、家、紅、ゆ、り、平、為、の、通  
里、其、業、お、筋、お、く、い、所、分、の、水、清、節、の、者、い、近、日、松、津、と  
為、城、く、上、不、政、一、新、し、い、素、美、氏、安、城、し、い、や、う、我、至、中  
ふ、登、と、者、あり、む、り、さ、し、向、き、い、美、と

内外新報

第七號

定價八分



官軍におおしくお志まう方致さるる重くい百万るその  
差号を傳お取むる事ありありあり

三十九

内外新報第七號

慶應四年四月十九日

○四月十二日 出板横濱日刊新報

幕將軍□□公降参ありは度の事を法法所より昨十  
一日早天又江戸法出さる戸表江向させしは以一  
法編面より十日のよしありしが故所より引せ  
しと云○是法代を統率四五百人陰隊亦二百人  
あり○幕將軍の主人の江戸よりこま玉ひきり戸殿の  
法館に引うつりあり

此後横濱より飛らせし大系幕侍後勤時十一日九ツ半

は清入城に在るに軍勢を薩摩肥前阿波の兵とし

て皆ライフル銃を執りて其列の先は

清門の旗を立五人にて之を執つその旗をふりて

知らしき人の旗竿をさしけ他の口人を竿の頂上

より出たる煙を引きたるをさぐるやう約合ひを執

り

さう通好のちまじり家の戸をさしけ紙

札より目むりやありたり通好のときな後よりし

て氏いふ平時踏踏ビトマツクせりよ加るは我西洋人の文

を西人のあはれごとくせしり馬の上より傲然と

こををえ物するは誰もとがむる多をせしけ紙

有ることあり実又日本人の答けしることさう

知るべし

大系敵の指のづらう生殺の権を極するものと見え

たり

此れどお川は坊主の首級を秘めしりこまの公の美

三十一

さきたるあり

此有

河門に對し□□公の恭次かくのごとくししう故障  
あり堅城と渡きをしことい我軍實り感愛するところ  
あり故しお初より由指別の寛典ありう國家た平  
の時よむお貿易もまゝやのし無思又渡さるるふ  
るをい保しちるゝ志ありざることありこは會津の  
一件あり會津を仙臺その地有力の法依を連合して  
君家の為めに冤罪を雪ふんと改又無備を盛ふふせ  
り

戸田和泉寺の城字か 近日會津勢の為るはなされしう

と少い

北方の大名ハに戸を去るる凡二十里ほどのおふり  
りう南方の軍勢と接近を故又合戦わどあく始るべ  
しと云ふ

○二月廿二日泉が塚妙玉寺におあけ切腹し

信村即刻室を所學殊院に送發葬にお成し





たつしき

忠速稠迅居士

俗名

勝賀瀬三六平稠迅

享和二年廿八方

かけまゝくもまのこをありと一まじよおのひあそをぬ  
たふき碇のた

忠英利雄居士

俗名

山本清助源利雄

享和二年廿八方

養派のよしーかゝるもものゝぬの底のくろい  
むんをくらき

忠掌重正居士

俗名

森本茂吉友系重正

享和二年三十九方

人あゝ後墨をかしある世の中よきよたふのそをき  
きき

忠固堅勝居士

俗名

小代堅助源正勝

享和二年廿六方

身命のかくあるものやちをくくと先くわーきい名  
のこありきき

忠應撰成居士

俗名

梶田貫之丞友系撰成

享和二年廿八方

三十五

三十四

時をくまひて暖かきともも極むあまの御まんやうと  
たましひ

忠相義好居士

後名

柳原幸七菴系義好

延年廿六方

詠とちこころよとくめく日の本のたけき心をゆふよ  
示さん

# 内外新報

第八號



定價八分

三十三

内外新報第八號

慶應四年四月廿四日

○京報よりの來狀中又載を副總督岩倉卿より  
各府へ傳達の御自書字

臣不肖の才を以て妄に大任を辱しめ敢て是任に當り  
以て後より世々に何分も今内外に多難加之胡敬奉  
だてびを殊に 御親征の盛舉に任る及び事實に玉を  
至大に事件に大照懼く次者素より鞠躬を力一死を以  
て御尊に外を乞ひ然るに 總裁官に御東下二條中  
止の事々等又由御供奉に以上ら太政官に責め不て免

の場合に之を以て只管若くは不徳の故に致し及ばざる正  
親所三条徳大寺の御總裁局に於ては若くは示徒の板に  
出光の以て衆を存し柝令般親しく天地に於ては誓公卿  
列藩へも 所沙法を通り此度法一新して法実蹟お立不  
中いふことを不徳の故に法儀を居るの分は於ては新然其  
戴しをさぐることを以て其責を以て諸局の督輔を勿論判  
事機官に玉進並初稿し諸事申出度い假令局分は事  
たりて法を筋の分は亦存分は法討海に有るを勿論の  
事といふも偏に公義を法初毎致す所隔を申承り度存い  
仍此段に入らあり

三月廿二日

具視

○同書中の報考地居墾の旨儀を載す

三月二十五日午刻儀事不に於て三藏及び徴士列座に  
及岩倉以上より策問を

才一條箱館裁判不に取建の事

才二條同不總督副總督泰保等入機の事

才三條報考名目及南小二及び其を並々の何如

右史官傍上げ公に諸儀徴士等若き儀あり 山階官ら

即令類に難中上の旨摩司若右府の色目右地不に付建  
白有るは其相長を法任辨て然く中中法門大納言殿に

法人撰才一々類法管あり總督の薦任裁前准の仙臺へ  
十時移轉を加勢へは 移付及との多肥若老依の偏  
開拓の才二儀とし先づ裁判不承取建總督參謀法撰  
為を基礎を社を造且任撰其人を於いそ 開拓に仕  
方でおとと中さる本戸準一即此論よりし但任撰大藩  
に社 命の受を如何に藩の力あり軍拓を給かるべし  
個人材を細羅し其地を俱置以多し服前を利を不計  
今其地より歳入の金を以て費用に給し精々墾拓に力  
を盡して然とめ儀あり○副總督を移く魯西亞の意接  
の如何か右國同様あり官費以外は法汎向あり日本戸

隣境の訳柄も有る以て共參理上ありて同し加るべし  
と若くし神山左多衛を総括する人才を法撰参有る以  
て 則て任より其土地に志有る者を開ひ以順序に運  
びいへを軍拓のたに随くおとてやと中井上右見の裁  
判不承取建にお成いそ由美帳考を程遠き多ゆへ何を  
別取參謀以そ由法遣しにお成度人撰の是本文年を採  
用せんと法説を大久保一藏の松浦多氣四郎を参謀に  
受廉之助の内山七右衛門を薦め本戸準一即の内山  
龍助小系二兵衛の龍助の才内山介輔を撰と青山小三  
郎と土井藩を推し越前依の土井修登を撰とせんとの

建議あり其地徴士参典十數名何れも別又奈海を建  
言し不乃副總裁の儀は後より先づ人擬を決定し然る後  
又裁判不乃建議に採扱より下を命ぜりとの名始らるる  
右あり議事終り衆皆退散す

本文参謀より薦奉さるし五士の事畧を附記す

岡本文平の阿部の人あり江戸より來り阿倉用九翁の  
家塾に居り近以帳考地よりカヲフト薩哈連考を  
周視せり

松浦多氣四郎を勢部の人あり亦江戸より往き帳考の  
不鑿を以て憂とし其多氣十年屢被地を經歷し備さ

隨説の訳柄も有るは其共衆理上ありを日し加るべし  
と著し神田左多衛を総括する人才を清澤春有とい  
ふも則ち任より其土地に志有る者を用ひ以順序に運  
び以てを採扱のたに随ちおまてり中井上右見の裁  
判不乃建議に成りし由を叙考する程遠き事ゆへ何れ  
別取参謀にてもは遣しに成り人擬の是本文平を採  
用せんと隨説を大久保一蔵の松浦多氣四郎を参謀に  
受廉之助の内山七郎右衛門を薦め本戸隼一良の内山  
龍助小系二兵衛の龍助の才内山介輔を擬し青山小三  
郎と土井藩を推し越前侯の土井終登考を任せんとす

建儀ありて他徴士悉共十數名何れも別又突海を建  
言し不乃副總裁在儀に從て先づ人擬を決定し然る後  
又裁判不建返に官振より手をとるを命ぜりとの名始らるる  
右あり儀事終り衆皆退散す

本文冬凍より薦孝きとし五七の事畧を附記す

岡本文平の阿抄の人あり江戸より來り阿倉用九翁の  
家塾に居る近以帳表地よりむりカラフト薩哈連等と  
周視せり

松浦多氣四郎と勢也の人あり亦江戸より往き帳表の  
不墾を以て憂とし是等數十年屢被地を經歷し備き

は艱苦をふめむん力とそせり

内山七郎右衛門と土井の藩士あり

内山新助ハ亦土井の藩其老臣たりしが懐むべし今  
と距る四年お乙七の歳疾に罹りて物故をす今猶々  
今現に會計局に參仕せりとぞ

○

三月二十日東久世藩少将兵庫裁判不徳督清免横濱裁  
判不徳督と 命せり

同日肥前付從横濱裁判不副徳督と 命せり

○三月廿二日對州代へ所達し宗二通



今般 王政法一封送之外國法文陰し其於 朝廷法文  
扱は為 在俄又付之朝鮮國し其の古より東洋の國  
柄並所威信之は為在は 法教之付是近の通之國更  
通之蒙り以振家後又は 今以對朝鮮國法用所取扱は  
若い外國事務補し心於之以く之お断以案は 治付尤  
所國威お立は扱之致是力 所法法又は事  
但し 王政法一封之扱法外し其別し之愛くおん  
得四弊ホと一洗以多し此方法其之有之は事

三月

今般江廢幕府 王政法一封第機 所宸形と以之は

治出以之就之ハ今後朝鮮法に扱之事件皆總之從  
朝廷之は 治出以案此名朝鮮國に之お楚 法沙法之  
以事

三月

○四月十二日法補文

此後法上奉門方江法送為お成居は 勅使法高卿の時十  
三月西城江法裁之款并之後府表法送為又お成は  
有栖川宮内十二月川法案法天十日西城江は為入は  
款之付 官軍參謀方より西布告も之有之は於此也又  
是白お楚是以通り民家ハ勿論市中來之と人於遠初揺

ケる後不致を乞取て致い

○

原稿 大君の辭職より草を起す唯事倉卒と出づ以て未だ校正し暇なれば近日内外新報前記を刊行し以て原始を審みせん者官此旨を諒せよ

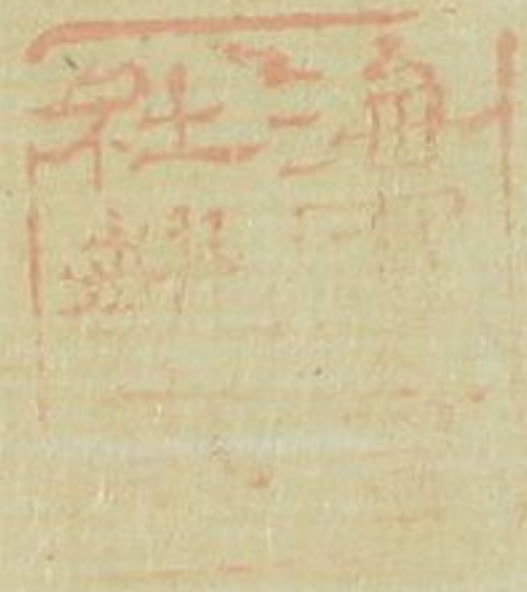
會社幹事識

四十

# 内外新報

第九號

定價八角



内外新報第九號

慶應四年四月廿六日

○小諸侯献白

徳川 □ □

朝教眾進討は 仰付に各處陪臣使率よりて近  
方向を申し候ありびに右号令傳教をねん御玉力  
お慮より人殺さし出し候にやう仕る候と云 仰せ渡さ  
せ候よりつゝ忠怖眾端の至るよき候に就てハ  
申す奉

勅使役事了仕の事 仰中

朝群懸く 法制度皆へさするを以ていつくども  
皇國自然の法体裁に封建世系にこそありし謙倉覇府の  
時將軍宗氏に名目をお互陪臣陪々臣の分志とがつ  
くお定り時編り抄換り奉り元和以来今日迄く形勢  
を成るの義に由り凡普天に下率土に漢書早世徳 王  
臣たゞざる者ハ人々こそ是れあはれいへども封臣版邑  
其内にも土民各々其皇臣若くは忠節いつく  
朝廷に復るゝるは由り存るを存るに於て徳川家  
臣に以て一之を徳川家を聖奉し  
朝廷忠節仕奉素志にこそありし元來一途同海より文

又方と突又し向と二つよきなきおるをあく過く  
□ 恭順の致おまひつゝ寛典の法不立ひたきく歎然  
哀訴仕る多き心成に由り又人おきくおしひき  
法利節いさく何れかよる由出積お節め申すいへど  
由徳川に法追討又然るの 法由法よるの忠是あ  
ら臣子といふ若くは世に依りてこそありし人の大偏  
天地に大儀是よお守り昔時源義朝  
初命止るを法をといひしあわく又為義を學由何れ  
果義の遂名手裁造せがく  
初命よおまかひいさるも亦 王臣親法度法失体

い終よとる免がくく実れ一才く進退秘法のとに由  
所あぐい

朝廷の法をを添くは [redacted] 中い何分

勅旨有違難仕陪隸微臣の才分直諫仕は兼依り思入  
何へく言上仕かひいへども臣子く身進退秘法仕は  
所發重よも性情く思ひかひいふまは度い行率由  
察所皆然く兼其れく右やうの教之法採用下し是  
是に於て独私一家く幸福のまは度あく世為人  
心  
を不裁の下に維持仕は今日  
朝廷の法爾失といはくか補ひたりい兼て付其加玉

極有かくく仕合よ存存い去まあがく頑愛固陋違よ  
逆難犯しは次方その罪業死遁生がくく閣下孫伏斧  
戒く殊後く待ち其る處くい重臣を以て此所哀痛  
致其其い誠懇誠惶敬を敬白

○ 孝寬四年二月

二月十日會津勢野宮市中のくく此焼拂ひ中い風  
吹くは此い  
同日下総國竹の原村くおるく會津勢  
官軍の爲く敗走り

三月下旬より春日宿より粟根田迄の途を百六十町  
ほど打ち上しこき所より北は是れ魚煮と申の仕業と  
申す所なり

○四月十五日壬生より来快と宗

今津勢守頼實城を築いた河に勢よりお成備く計  
の風ゆこき所よりへども全く電説より所なりと  
も今津浪上日光あつびより右河迄へ大勢出居りへた  
官軍負向り付おひく引くより中退當時今津由後信  
の振より所なり

四月八日

官軍より壬生に大砲かり度中夜よしかけ合し付大  
砲あつびより打方人数三十人きり出し今春日に出張  
仕吏より宇治官に逗留まかり在陣よりよりへた等  
る土浦迄もみこしり電く所の風ゆ所なり

○後事所より見出し見の書字二通

頼實城に軍振り信實儀と付くへは公の方の内あり  
同振信實志より所方に掛りし 命後信實方の内生  
涯く精力を頼實城より信實志志あり逗留し其節く  
書敷の素より其向の巧者に砲を信實志に為其後相  
又介より大法儀より内より頼實城に 命は信實由右

公々と同族家臣由共十分心力を尽し是れ成功を  
 期し以て振育之能は此振成を法確定の上法極使と反  
 覆に對偏又お成どことをも 朝廷少く法後援せしむ  
 在り振の 法廟算おまの上法發遣又お成いたるに  
 然亦又甘んじき時法一彩く機會又任せしき唯一の  
 の法極使のこ 法極立又お成いたるに法成功免米ふ  
 きのこあゝび魯西亞人雜居く土地亦由以以却る  
 後案を確し以振く亦由以有る歎と願念仕以存く外  
 案存を以度以上

中根雪江

第事か深く不忠服くそ末起るるかたし國家富強く  
 かを四民各職業をそまおけり就中農の國の本ある  
 由へよ其本業をそましむるのたまきまは國土の瘠  
 弊補ひがく農を起まのたの地を振き人民を増殖  
 まるよけり人民を増殖するのたの事を貿易としそ  
 吏役を省罷し器械を以て民力を授くるよあり西洋  
 法國も蒸氣器械を發明し民力國中よりけりけりが故  
 よ自然又振地育民の業を起し或は萬里の外に穀不  
 人を出し開港交易の大利を計るよある 我國近年  
 内外多事昼夜東西の吏役裁ふ事と云ふを志し以て是

四一五

等の民力を補ふのたをざるよりの田舎の荒廢は及ぶ  
ふい又自然の理あり振夫開拓の事い水陸の大事勿  
論不て忽の要勢あるは其をとりてたきめぐ後急  
の御ゆるべきはとも畢竟又内地の民を移さざるは  
成功遂る能き事あるは皆一内閣内地の荒廢せざる  
やう支取を省罷し器械を製造し人民を生むるの  
策今日の急務と奉存い事

井上石見

# 内外新報

第十號

定價八分



内外新報第十號

慶應四年四月廿九日

○野州戦争

一四月十四日、是、同僚の兵車官軍の命より、凡そ二  
百人、併り、宇都宮、援兵とし、探出し、以、野州、栗橋、宿  
入口、あり、至、合、又、お、成、居、以、最、中、麦、た、く、け、へ、彰、義、隊、脱  
走、無、埋、伏、し、陣、跡、を、見、ま、ゆ、し、以、方、より、發、撃、以、多、し、是  
間、皆、大、敗、走、の、よ、し、尤、討、死、者、士、分、十、七、人、と、中、り、ま、り、  
十六日、志、發、陣、屋、へ、戸、板、ま、の、せ、昇、入、以、介、又、怪、我、人、か  
を、志、せ、以、

十六日官軍結城より夜門を渡り園本上野へ出張  
よお成の夜脱走陸軍隊より襲撃さる官軍敗走し  
し関が嶽森院ありびよ名主七九夜宅其外民家十三  
軒もど放火し和玉へ退きいところ遊撃より又  
放火いたし遂に夜門を渡り久保田村を焼き結城所  
を通りぬけ五助新田を自焼し小山岩へ止宿よお成  
り以上し

右の法月付野所野若を夜ある若日光より兵あり  
翌日通仍し之を耳を

○四月廿日出仙臺よりの末状写

一仙臺一し手操出しの身尚十二日点く雲大急きし  
あく湯敷日あぐよま拂ひよお成り下し仙臺依七日  
に法出陣の勢又南に依る最上口より四り法加勢右  
へ米沼二本松相馬移り盛田いつせ由法加勢のよし  
下し

一相馬依時四月仙臺に法長連板法登城よおあり下し  
法内よあくお成り不申し

○四月廿日出の末状写

一上総師が傍野津急脱走の士此を四月人許り屯衆  
多し以上

一 福田八郎右衛門川禧助二郎市川耕彦の三士房総の  
 列藩を脱き連合して海陸二方へ関門を建てる信倍男  
 女衆人等より多るまぐ散しく穿鑿し多し同若入者  
 いととろろの手の同謀よりや二人は斬り  
 一 上総の川越儀の陣をとらせしとりし風沙りあぐ  
 降るあぐ

○下総上板村すりの末状

一 官軍四月七日結城攻めし以後二三百人籠り居り  
 十六日の朝會津勢百五十人作りあぐ城下を討  
 入りし付官軍城中より標おし凡そを里降り退却け

竹井系と中野まぐ退却いところおをよし伏兵四方  
 より起る凡そ二三百人斬り入りし付官軍大軍討  
 死にお成りいよし

但し今藩と唱へいえ突き脱走の士あるや  
 多

右使の若十八日早加岩通りの御り土固藩を初め  
 其介子四百人おどを合し多し居りい吐し

一 十七日十八日在河城を襲うるに百里お小山岩あぐ  
 戦半脱走兵大勝利官兵の戦死八九百人彦振むとも  
 多し

一十七日より引つゞき日々徳方より戦年故小山岩我  
死の者あつて双方とも死守付以多き迄及後又様をり  
居よし

一 金津勢廿一日廿二日以宇都宮に播出し以風守り  
あつて戦年を一がゆき

一 園志右河女一二日以戦年より成る處よりまりの  
多瀬取敷十艘実岩城下辺につゝあだ居よきところ  
金津より引つゞき居よし

一 希ふくそ信偽不分明に於て少くも不取敢て上  
以何れも夕方結城よりの飛脚又付又とて中上以

○野志より

子信

隅田川をの志より信之がしつゝつら繁りの世よとあ  
つる

○二月十七日東山を熱督府執事よりの信細云  
考國の内百姓ども徳業を信びみたりよ人家を破りし  
其地宿籍く不仍不少執おすへ以ての外の多し右をこ  
是と徳川の苛政より苦しむ役人の不為宜し加へざるを  
悪くしよるを起り以てそと察し今般 熱督府 信下  
向く次第に賊徒討伐並民塗炭より苦しむとと為救度思  
右より案右百姓苦しむ内一と案右又 信下陣中居出下

存く報遠意あく辨はて仕は百姓ども報をたすはやう  
取斗ひは多し是より以て厚くは第一感ひを致す情実由不  
申出暴行お心をよむるも教重く清法は及ぶ事  
くは事

○同農商の布告

此度東山に陸梅熱帯 物命を棄り致向く次第は先  
世より 朝廷より清福ゆゑを在り通りは以て遠く  
偏去り玉りいゝる月然り居るは亦由斗りかゝるに付  
る又法蘭の情実を問ひ是民塗炭に苦しむに故に  
敵慮より名安堵清世に致しを是も天候と稱し

来りは徳川支配地を勿論徳藩分より到る近年來苛政  
又苦く存立は外子細有る輩は遠慮あくな陣は海出會  
儀と上公衆に不慮に及びは問ひ於遠は等々振て致し  
事

○大政官日誌の抄写

今十八日 立大佐 宣下は為候はは付在國々面々為  
名代重臣等出し 禁中 大官所所等は思悦て中上は  
事

但女七日系出て中上は事

三日

○ 公私雜報第一号第二号發兌せり

○ 内外新報前記追々刺成也

○ 宇都宮の落城壬生小山戦争の新聞と得る多し第十一  
號に記載を明日刊行せしむ

五十

# 内外新報

第十一號



定價八角

内外新報第十一號

慶應四年閏四月三日

○

- 一 粟橋園お申回あふふも右河の共固め川中へお申く  
官軍方お固め
- 一 利根川と新舟場とに<sup>お</sup>忠の勢固め
- 一 日お川筋三里の石お引らふ粟橋川と新舟場へ  
およし
- 一 粟橋岩あふ<sup>ノロ</sup>根綱と<sup>お</sup>いたく市中のくく<sup>お</sup>流を去り<sup>お</sup>板  
官軍方より中<sup>お</sup>越<sup>お</sup>い<sup>お</sup>申

五十

一月十六日小山宿ありて我軍ありて 官軍石橋宿ありて  
引退あり

一月十七日小山宿ありて我軍ありて 官軍ありて本宿ありて  
ありて坊人家ありて

○

十九日夜越後より南の赤宿荒井と中宿に浪徒の兵隊凡そ  
七八百人ありて長陳史々松本に并戦と中宿より西へ長光  
寺の先き半宿宿に松本の先き二百人出陣松本宿ありて  
の先き二百人ありて西の先き尾おし人殺之百人計  
又十日津橋の先き山禁より新園二ヶ所にお達ありし

○四月廿四日宇津宮々の末状写

十九日宇津宮々大合戦ありて市中八分通り焼をり

廿日朝日お落城脱走方四千人計り城へ入り入り日の

丸の旗ありて 東照神君の旗ありておしきむと合戦

又西宿に脱走方勝りて又百人計り任生へ合戦又案

りありし

廿一日任生石橋宿とのありて安福の系とありて合

戦お始り

廿二日朝日お落城鉄炮玉美打まておき右河の方へ

引とりありし



廿二日冥宿合戦時方勝利人殺数千人有之は式一系  
おまより飛らねたり不中其勢ひ破れつのごとくこり  
又西彦は

○平尾を里塚并に字

近藤 勇

右の元末浮浪のりあり初め在系形撰但し其を  
め後に戸又住居は多し大久保大和と交名し甲州  
又平尾の國流山よかめく 官軍又手向ひは多し或  
は徳川の内命と交ひあざり偽りとあへ不  
およびは殿上は 然故下は徳川の命と偽り  
は次

身は飛殺るよいとまわらば仍く死刑よか  
泉前せしむる共あり

但し首級は洗ひいとあへ系形にさし上せ  
廿五日昼ごろのことありと去人の吐しよき  
ぬ

○大政官日誌の抄写

紀伊中納言

有馬中勢太輔

奥平大膳太夫

小笠原忠元代丸

深江祇進

伊達守

大熱督不日之 总府入城之由に成付くハ因東傳取  
締者奥羽等連より平定之由に付 指揮之者に付  
付了之出發東向也 依付之事

但し总府之と連板 大熱督自ら居出ハ陣陣中ハ勿  
海途中等想之散書之由多し不覚悟之を有れり  
ん於此事

右一紙

今般退之 所親征 所出軍並に海軍 所隨之上買東  
附機より連板 輦輿之東向及自ら付之為向 思下之

以右之先般あり之あわく織法 官軍を抗し是く擊破  
之かよふとつへども未だ御意被是屯在の多し是に付  
由相守へハ之付海之弟氏狼狽事若くは之に 歎息有  
以糸 大熱督指揮し之に連り之忠戦を遂がハ海軍定  
其安 宸繼以板 所少伝以事

三月

○

在系在國藩之由

右當時在系之人數等別形離形し通う相洞ハ五月廿六  
日占之ハ是出以む由以來増減何の否ハ其時ハ其未遠

てお雇ひ多

三月廿四日

別紙

光

軍防局

一 惣人数何百人

銃隊

内 何百人

何方出兵

何百人

何方警備

殊に何百人が附在東

一 何百人

役人

一 何百人

大砲

右に示す人数が如斯く由る以上

月日

何催

今般般を除くの外一切大般は 修出の才大個成り  
く其若固し且よりくも遂に人々を教へて其罪を免し  
かるとき若く別段に少くも其罪を免すをわが事免す  
くお雇ひ下被ひ且 皇國に法をとお考へるに矯懲くお  
仍まかよひ 邦憲を補正し死を免す免すお成り共と  
わが事くは知すお少く右の内実を忠實に申出候むを  
情状有る共ハ跡式再興に及んば其後以て取扱ひ寛徳を

憂めいかり 了致物又當時存在せし禁烟又も落魄以多  
し指いりぬも有々いし是又お文之類を以て寛宥し  
指至より及旨 所出法より事

二月



# 内外新報

第十二號

定價八分

慶應四年四月廿九日

○柳宸翰寫

朕幼弱を以て憐れ大統を振き尔來何を以て為す  
 對をし 列祖の事へ甘らんやと朝夕思惟し堪ざる  
 あり竊に考るに中葉朝政衰へたり武宗権を失は  
 し表に 朝廷を推し實に敬し其を遠け位  
 の父母とし終る赤子の情を知る事終る振  
 ずし遂に位北の君たる由唯名のとて成果を  
 今且 朝廷の爲重なるに倍せし如あく霄壤の如

し切るる形勢よく何と以て天下を覆せんとや今般  
 朝廷一新の時と舊り天下の位此一人も其不を以て  
 る時の暗暎が深き其の今日のみ朕自ら牙骨を勞し  
 心志を苦しめ艱難先よ左右 列祖の志を以て治ひし  
 業を履く治蹟を初めくこそ始めく天職を甘しむ位  
 此の君たるお背かざる辱し往若 列祖の機を親ら  
 し不臣の若く其の自ら將としく是を征し治ひ  
 朝廷の政想を簡易としく如は昔を以てざる故君は  
 お親しく上下お愛し徳以て天下を治く 國威は并  
 輝きしあり然るに近來宇内大に國事各國四方にお

雄飛するの時よ多し獨り 我國のよ世界の形勢よ  
 うとく四智を固きし一新の政を計らむ朕はらよ九  
 身の中よ安んじ一日の安きを偷む百年の憂を忘る  
 るときい遂に各國の凌侮を更け上る 列聖を辱し  
 め甘り下は位此を苦しめん事を思ふ故に朕は  
 百官法儀と多くお誓ひ 列祖の 濟偉業を継述し  
 一身の艱難辛苦を同らば親ら四方を經營し汝位此  
 を安んじ遂に萬里の波濤を固拓し 國威を四方  
 に宣布し天下を安んじ岳の安きを置ん事を欲し汝位此  
 四來の陋若くは世を治るものと 朝廷のよとあし

神祇の危急を知らば朕一皮目を奉生を非常と驚き  
種々の疑惑を生し弟口紛伝としう朕が志をふさぐ  
らしむるときは是朕としう君たるを告ひしむる  
のそあはば後う 別れの天下を告こしむるあう汝  
位配候く朕が志を體使しお率ひう私見を去り公義  
と謀り朕が業を助う 神祇を保全し 別聖の神靈  
致致し甘らしめハ生希の孝志あうむ

右

所宸翰の通唐く天下位配の蒼生を 思念させ給

ふ深き法仁惠の 法教を以て付来くの者よむるを

敬承し甘り心け遠き極國家の為と精々其方を  
是を極く事

三月

總裁  
輔弼

誓文

- 一 唐く會儀を具し至極く備は決まべし
- 一 上下心を一にしう盛は隆論を仍ふべし
- 一 官武一途庶民よ玉と君其志を遂げ人ふとしう僕を  
らしめん事を要れ
- 一 四末の陋習を破り天地の只たよ其く極し

一智識を世界より求めたまはる皇基を振起さるる  
我國未嘗有の變革を爲んとし朕躬を以て衆を定ん  
し天地神祇の誓ひたまはる斯國を定む弟氏保全の爲  
を乞ふとん衆も亦此旨教を基き協ん努力せよ

年号月日

御諱

勅意宏遠誠より感服し不佞今日の名勢永世の  
基礎世に傳へしむるを以て後々敵有を討殺し  
死を誓ひ電勉後事興くは以て宸襟を安んし甘  
らん

慶應四年

總裁名印

戊辰三月

公卿名印

諸候名印

○四月十二日清稿書

竹橋 清水 田安 半藏

右口と田安殿より右口より此成に在りて來お通しはる

外橋田 西尾大守 林田橋

右口と官軍より一隊の西人殺死は是に尤外橋田林

田橋より來お通しはる

坂下 内橋田 大守 平川 矢來

馬場克 和田倉 一橋 雄子橋

五十九



右口より切官軍ありて高兵のこりたるは  
但しか文口より外にありて是より通り

○四月十二日清福也

清水 竹指 水産

右三門の清水田安由を飛石并出に若き日竹指内  
砲兵屯不為に清用有之に若のこ通りを介に不成就  
い

但し繁島系樂より不苦い

回安清門を以今迄の通り清を飛石の若のこ通り  
其とて知らぬい

○官軍より市中へ清約書

今般徳川□□謀殺し罪状の白し付 朝廷より於ても不  
成りし清返討に 依出に及に官軍一月の打入してお  
成りし付清説流言等由有之故に市中に若才大に初  
揺動し家財等持運い或は地不引移りい若由有之哉  
又お少へ不使し事より然るに□□恭順の擡振上野表  
にありて後懐兵在謝罷し其後々欲殺由有之に又付  
大津熱符より山崎清を以て打入に延引お成りしに  
既又去て日 初使清入城寛大に思召を以て 清不意  
しに條に 依清い交□□又於る由承曉仕日限し通り

實效を以て遠近を以て上を退く得共く 清沙法由て有之  
百姓所人共く控り由元来 天子は清民より美氏塗炭  
之苦を以て救い 朝廷素より 清教を以て有之  
次才等と申すは平日に通りて掛念候事下致し

四月八日

退く官軍は太わくを散らすは法令と為すは以て下  
事共第一礼材等々有之は才、不意家勢陣下は  
下所出會議し上至當之由不意下有之は事

東山道總督府

恭謀



# 内外新報

第十三號

定價八分

内外新報第十三號

慶應四年閏四月

○野州軍將より出立る其日記按之

一日月十七日五羽出立金枝通り途中あり日鷹大隊氏  
と号らば出立會その吐し又此十六日右河と急上浪人  
屯集し多し居以候を官軍へ有之以し付

宇都宮

彦根

館林

岩村田

芝居

壬生

右之人數小山若くは中々不之と能敷とおあり在

六家人殺の敗軍はおありいよ付 官軍初め六家の  
ころの人殺のころは操出し大所新田あくまろく  
戦率よかよびいれども何分敵を大軍までとけの中  
まかく重兵砲殺よあよびまでよ岩村田の内友人殺  
もろつ の意有るいよ付者根人殺とんれそかくを考  
まひまは人ごゆ足元より砲殺の多しいよ付あろろ  
あろろ返きい中やすい

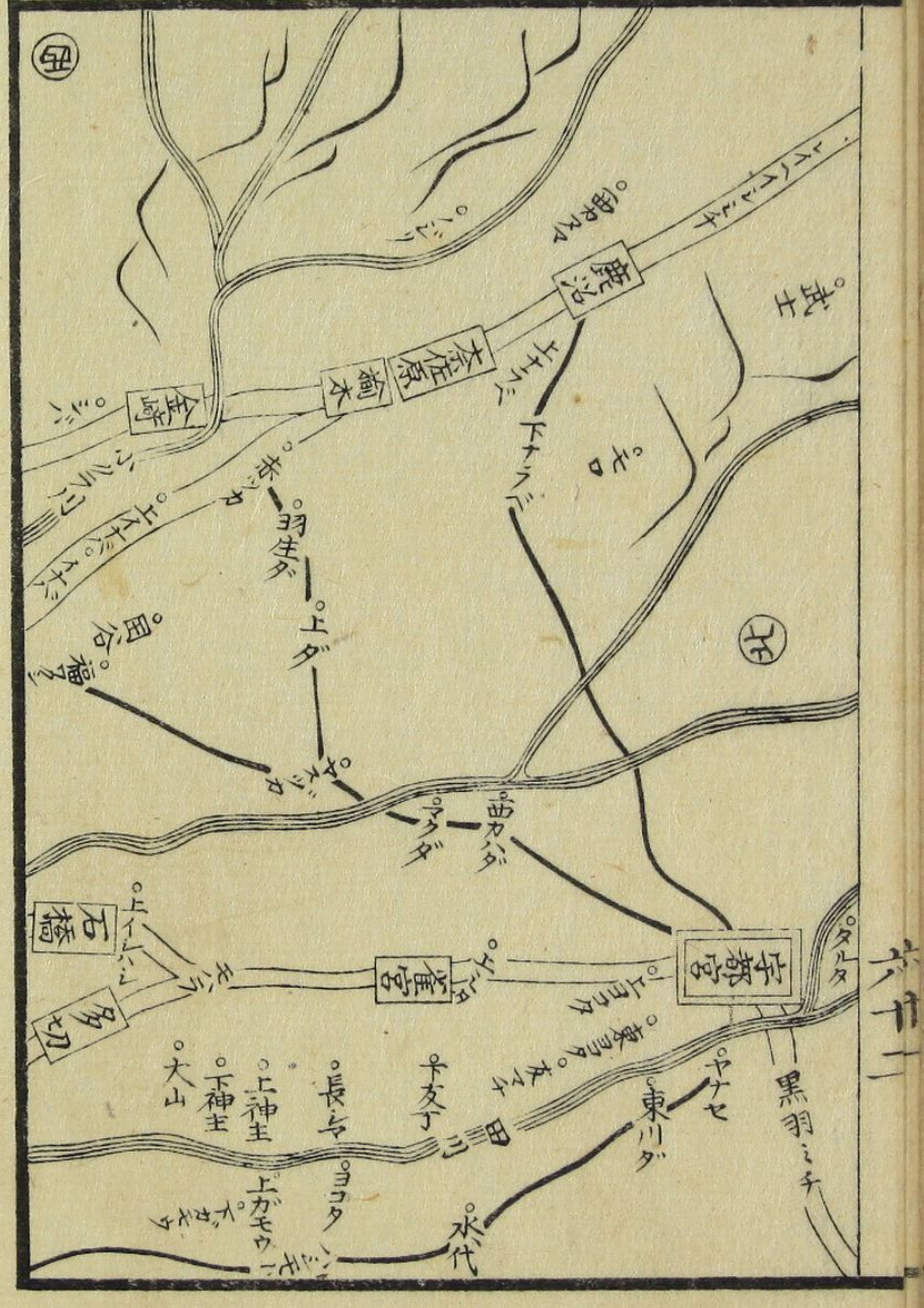
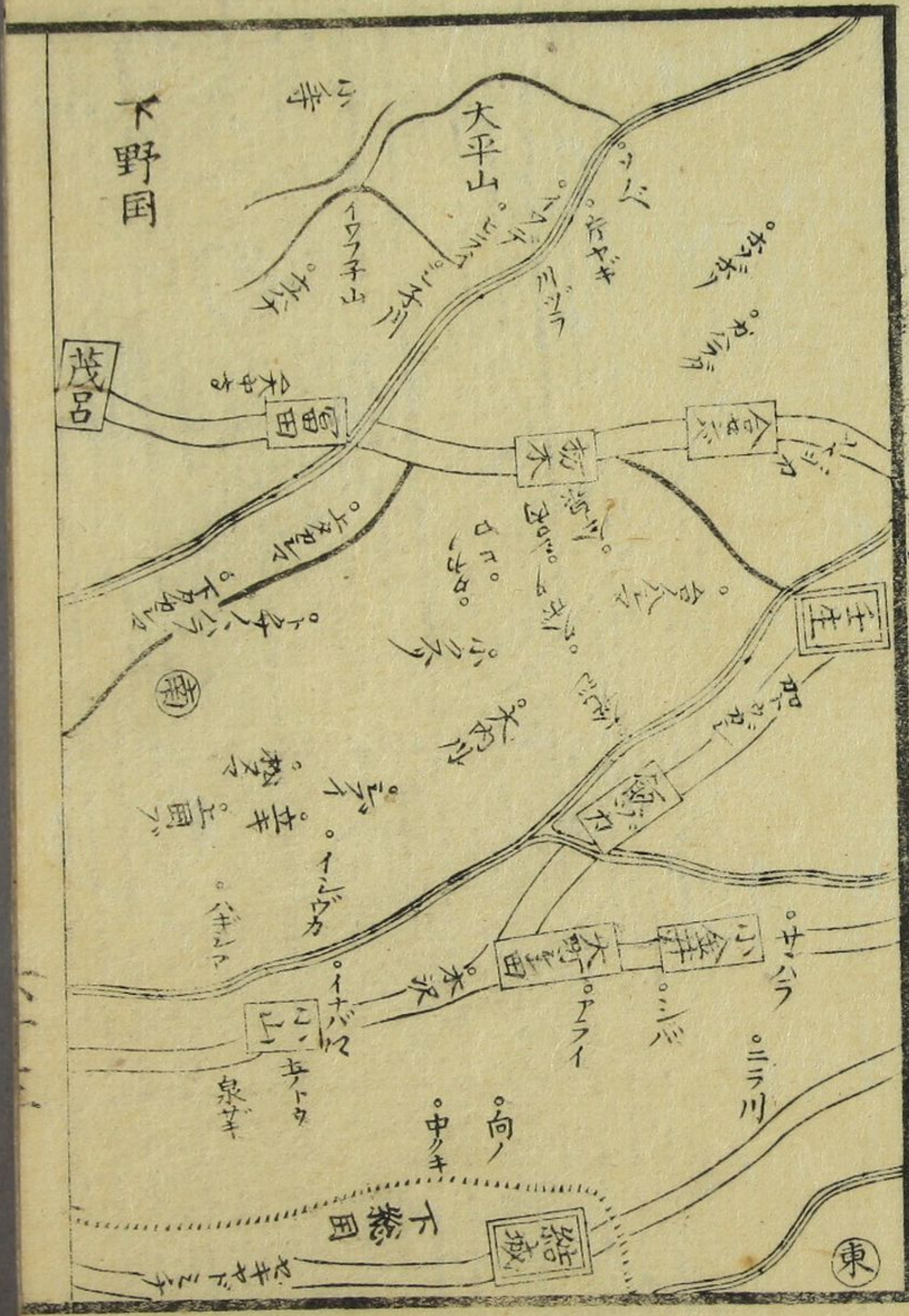
一日日夕刻に於官池と所通りの夜日不岩屋より戸板  
よのせ昇来りいゆの七八人そお山かごよのうい若  
十人あど是い者根差る人殺のよし即死の十二二

人こそ進の首ときり持来りいと風少今日の戦率の初  
四ツ時より八ツ時迄のゆとぎ

著六ツ時於官角屋へ正

一十八日於官池を官池を築いところ森連川藩小  
山氏あらし人上ト七八人よめ合いよ付たをじの根  
子承りいお月人を右指をよ還るくおあらく通めむ  
づらしき敵引をしい敵よ付志をうく月おあく根子  
お取保いへともとて由通めおあろ意いよしよろく  
まろく角屋に引うしすい

一官軍人殺を凡ふ人位敵を大軍とむ初ろあろ何々の



共と中系知事不中角をみく承りいまた右浪人例幣  
は金満家の人五百人ほど引とるい振子右門岩よ  
り注を有きよしとらしあがら小山岩よ由今以て屯  
集る人較多ふとおる人すいよし凡等

一此十七日の戦ひは火炮十五挺十八日の戦ひは五挺  
分捕りよ

一佐野須坂佐門守人救由此十七日大所斬回みく取  
走の虫風同

一月日登八ツ時以従来時きい又付出をい多し我入

り右橋岩松屋へ是日家あく承りいへた此十七日の  
合戦は十六日の敵とい遠ひい十六日の敵を何く  
へら安んはれあすいれを万人降由有るい

一十九日右橋岩出立小山岩へ集りいとるいち急ん  
ぶの急んの所中あく打合ひいやうき敵死人の死骸有  
る裏通りよを首なき死骸二十人あどえ更すい

一古河に集りい守官軍方八百人妻子杖すより法族岩  
よおあいとして由守岩をむづのしく実岩へどりいお  
え張着る渡船訪通りお成急いよつて川吉じよと歩  
りやうく農家に急ん救し新田の時色因岩へ船をた

のこいふ出舟をくひし付て秋の野村にとより正月  
舟あそく香ぐく本不有格正着ひあしひ

○初を不日法し抄写

河乃節の清本門よりん舟格通り河本所大直美町七市  
右より門丁西園格玉水町常安格通り玉江格より堂清渡  
節格は格より安流川節安流川格通り河より馬島二町目  
渡より 河系格と 於兵隊の前軍中軍の左の川卷後  
軍の右の川卷より隊列を整へて賞く 河系格の左  
右より随後進し以て渡渡せり午より刻天保山に  
河系格より○若く用をとりし古流く軍艦は國軍艦天

保山より距離を量りしより確泊せり 敵兵不より香籠  
を振り 着河を合号を是より直しより御軍熱督重後院宮  
内補翼若王子同泰謀彦田大納言を止せし肥前軍艦電  
光九より脱炮を發せし國軍艦より由亦發炮し  
皇帝陛下を祝し甘る右お係電光九より普終の直炮を  
發し法艦を誘身し兵庫の方に向く航すること二十分  
時より時巴し天保山に為艦砲泊を八ツ時色 河系  
和清乃節清乃列初のごとし七ツ時 是河より○は  
目代書し法艦の代連の侍二人に元二人下級を人あり  
在船中の後僕を人あり 殊り供の陸に 河乃列の後より

後方より○前中後の兵隊人数の中隊以上百人小隊ハ一  
小隊あり○清形別と陣きんとうく市申を屯の宿廣系集  
まるとろし



内外新報

第十四號

大正八年







事

従し退く法杖津取洞英又法祭奠く其由下は  
出の始どもさし向き急暫く其有く由のりて  
出の事

一 酒井雅樂頭入系官位の事

一 時状之日未刻大坂表に 河橋源経 長河は為 在

以 阪中來以若くは布告く通うて其伺 天機以始ど

由のまご 天機伺不お解者い來る廿七日に 禁中

仮建つ上と 大官河折は由月やう 河橋源伺つ

上い

他し左側は面、ハ為名代重臣とらつて同日に

初 天機以事

三月

○ 粟指宿よりの末状

四月廿二日二本松城の爲物二百八十箇に戸より 船積  
少く利振門をじ流お右の宿まご下しまより 陸路ゆく  
團えへ引取ア下よりあく日先た中粟指宿川家又急船  
以多し以お以づきの兵あやこをを見付とのり二人を  
切捨るおりたがきり 切らき奥足せお取寄持以の虫  
又西岸く

○関原城下より來狀

四月十八日浪人凡そ千人計を少く高辻を通り曙丁  
 に陣を不おあり表井町通りより少人をむり通ひし中  
 野十六日迄より信誠將た竹井系と中下子と戦事  
 あつびし間々回裏系あつて戦事有るに為あつて砲考か  
 びたゞしくおきこへ響入のへりこ所度小  
 十九日官軍方操込に戸所意丁の浪り曉七ノ内以  
 出を岩井丁おと戦事有るに越官軍がこ小隊約浪士  
 方八十人余対死と中夕又所度小志らあつて風候  
 あつて陣とおふり不中ひゆと由存り候事あつて是度小

勿論町方少も若物うく付事大騒動又所度小

一十九日廿日所家中婦人子供のくくは急迫にお成り  
 町方あつて人足あつたゞしく是出し曙丁往之由お  
 体も同急殺人多出矣以多しに戸所意町名を役人と  
 由所是申退去申事責お体もみまゝ戸を志め是度  
 小大家あつてあつて身建具等宛へ垣め急退申人足  
 件多し仗小し付若物序付方多し子供の若一向等  
 城又難儀仕小

或る官軍の士中仙及大官家と山家のおつて下野の

何事やゆらん色失りしと云ふく然りしつめし  
又主人と初め候く又れあへまごめ志らども剛入を  
むよつて旅亭の側に住居せし青山野州の活人又  
く女流の格あり多し居り上山泰山と申ゆのとたの  
み候えとや入をしまやうくは安所つ右官共取致む  
等ととらう  
そく書あてをわし人又まらせむわらうの園の  
山をくくたき

○系北正編とく宗

禁裏所用ありしハ 禁裏所科まこハ 禁裏所内あど

と會<sup>エ</sup>着<sup>フ</sup>儀<sup>ハ</sup>示<sup>シ</sup>抗<sup>シ</sup>標<sup>シ</sup>札<sup>シ</sup>等<sup>ハ</sup>又<sup>ハ</sup>去<sup>リ</sup>志<sup>ス</sup>る<sup>ハ</sup>し<sup>ハ</sup>身<sup>ハ</sup>有<sup>ル</sup>る<sup>ハ</sup>後<sup>ニ</sup>  
と<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>交<sup>ハ</sup>候<sup>キ</sup>又<sup>ハ</sup>更<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>付<sup>キ</sup>以<sup>テ</sup>来<sup>ル</sup>意<sup>ハ</sup>度<sup>ハ</sup>お<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>め 所  
科<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>書<sup>ハ</sup>志<sup>ス</sup>る<sup>ハ</sup>し<sup>ハ</sup>身<sup>ハ</sup>有<sup>ル</sup>る<sup>ハ</sup>後<sup>ニ</sup> 出<sup>ル</sup>事  
但し標札ハ姓名お記しきこハ官名及名お志るし  
以<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>若<sup>シ</sup>身<sup>ハ</sup>

一 提灯まこハ陶器を介賣物等又菊の所紋を畫ぶき以  
ちハ如何し身<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>以<sup>テ</sup>来<sup>ル</sup>意<sup>ハ</sup>度<sup>ハ</sup>お<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>め 所  
既<sup>ハ</sup>度<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>禁<sup>シ</sup>身<sup>ハ</sup> 出<sup>ル</sup>事

但し所用<sup>ハ</sup>付<sup>キ</sup>是<sup>レ</sup>ま<sup>ハ</sup>ご<sup>ハ</sup> 免<sup>ル</sup>身<sup>ハ</sup>ハ一<sup>ハ</sup>急<sup>ニ</sup>出<sup>ル</sup>事  
事

内外新報

第十五號

定價八分



右之通紙  
いす  
三月  
伝出の条ありまぐ候はざるやうにせ

内外新報第十五號

慶應四年閏四月十七日

○某官人達(白書)

小臣<sup>コミヤ</sup>を海<sup>ウミ</sup>外の一知己<sup>トモ</sup>と聞<sup>ク</sup>く近日<sup>ココロ</sup>暮<sup>ル</sup>る亞<sup>ヤ</sup>者<sup>ヤ</sup>とし<sup>テ</sup>  
日<sup>ヒ</sup>置<sup>キ</sup>諸<sup>シヨ</sup>國<sup>クニ</sup>の報告<sup>ホウキョウ</sup>あり<sup>ト</sup>その大<sup>オホ</sup>趣<sup>ソツ</sup>旨<sup>シメ</sup>は<sup>シ</sup>て<sup>モ</sup>東<sup>トウ</sup>洋<sup>ヤウ</sup>日<sup>ニッ</sup>本<sup>ポン</sup>の  
定<sup>テイ</sup>約<sup>ヤク</sup>は<sup>シ</sup>徳<sup>トク</sup>川<sup>カハ</sup>氏<sup>シ</sup>幕<sup>マク</sup>府<sup>フ</sup>たり<sup>ト</sup>し<sup>ト</sup>た<sup>ラ</sup>信<sup>シン</sup>ひ<sup>シ</sup>と<sup>ス</sup>る<sup>コト</sup>も<sup>ナ</sup>今日<sup>コンニチ</sup>は<sup>シ</sup>  
々<sup>々</sup>の<sup>コト</sup>政<sup>セイ</sup>權<sup>ケン</sup> 朝<sup>チヨウ</sup>廷<sup>テイ</sup>に<sup>テ</sup>納<sup>ノウ</sup>せ<sup>ら</sup>る<sup>コト</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>モ</sup>ど<sup>も</sup>其<sup>ソノ</sup>國<sup>クニ</sup>の<sup>オホ</sup>身<sup>ミ</sup>舎<sup>シャ</sup>  
議<sup>ギ</sup>の<sup>オホ</sup>事<sup>ジ</sup>あり<sup>ト</sup>し<sup>ト</sup>ま<sup>ら</sup>ば<sup>シ</sup>一<sup>ヒト</sup>二<sup>ニ</sup>の<sup>オホ</sup>假<sup>カ</sup>依<sup>イ</sup>倉<sup>クラ</sup>車<sup>クルマ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>モ</sup>其<sup>ソノ</sup>  
心<sup>ココロ</sup>も<sup>ナ</sup>以<sup>テ</sup>て<sup>モ</sup>疑<sup>ウタガハ</sup>ふ<sup>コト</sup>も<sup>ナ</sup>其<sup>ソノ</sup>定<sup>テイ</sup>約<sup>ヤク</sup>を<sup>オモ</sup>同<sup>トシ</sup>し<sup>テ</sup>情<sup>セイ</sup>實<sup>ジツ</sup>を<sup>モ</sup>し<sup>テ</sup>  
く<sup>シ</sup>て<sup>モ</sup>討<sup>ツク</sup>ま<sup>へ</sup>ん<sup>コト</sup>も<sup>ナ</sup>付<sup>ケ</sup>し<sup>テ</sup>助<sup>タシ</sup>く<sup>ツ</sup>ま<sup>へ</sup>る<sup>コト</sup>も<sup>ナ</sup>其<sup>ソノ</sup>大<sup>オホ</sup>國<sup>クニ</sup>小<sup>コホ</sup>國<sup>クニ</sup>と

保護し其國の生員塗炭と救ふ各國定約の大任公義を  
 負ふ所あり同志同約の法國ハとも由以軍艦をよりの  
 東洋又むつろ其是取を同くんと以て実吾又玉々の  
 未だ如何と知るべしとソレども必き其事の救するや必  
 ぎり古より東洋の法國西洋者玉の蹂躪を内附する  
 もの故として皆内憂を邦内の小足地にお合せし  
 強く其國家を失ふと案を以て私を道くしてせむ其國を  
 破るゝ出ざるあり今や莫吉利の兵隊を在り佛印西米  
 利等ハ横濱に居る莫の下風を好まば魯國豈この二玉  
 の下は付んや大任と當へ以て我々 皇國を内附せんと

を誠とせ其意の何るおと其誠孝上は行るがごとし志  
 加ふる思ハき彼他慈ふしと直に其國を固守せんとな  
 るハ是と其任と云んや此節 王と其意示何れを又在  
 る哉而亦一しと公義定り如けある若く是を報國とい  
 はんや亦亦其形の救遠くは 朝廷を辱汗し 皇國  
 を内破るその責何人あるや以んや今日百年をすん  
 して小臣は洋解を同とんと以て希くハ私意を去り公衆  
 の意をよつと小臣が熱意を解んこと其誠徳恐後言

○英事編略よりの來狀

一仙臺復四人數凡そ八百餘人四月十七日とて獨島



江標之にお成り 物仗の一日の内伊豆清城内  
運為く申す由産の仙臺一ある由人殺の台川口まで  
出張にお成り申すに我年の事よし

○  
申介新聞第十六号又警切りの怪談をのせたり四月  
廿日夜お門丁歩兵七下より一人夜半の夜渡りより  
起きるカサ又佳きしよ志あるお突ツツ然と来りて既  
突過ると是より再び刀を提ぎて孤出しよその  
まゝ率倒しよ人多と志く人々集り女抱せしうを  
既く心体にお成たり志するモトツ又警のちち二二もも誰

きたる地よ又わたりしとこ是の狸の祟りありとつ  
人なり毛取申す結着の状あり年久しく一ツの狸住  
めり矣士為合物と状又供されたりありは申す時斗り  
あり係失せりと志する又け人かゝる多とも志すは  
事のやど或はよハスとひらひら状又抛ナゲ付し又折よ  
く格子の石又入りしうを俵おき二二度抛りしその  
まゝありしゆりしが是夜警を切らきたり係結着の  
状又枕の位まげしとて枕の位し一奇事と云ふ

○  
同日月二日午後零時十五分お門津のかく又あり

一 砲撃まきこめ横濱に於て外國新式砲をうつらと思  
 ひて神時儀を名ると砲撃のるらるひい二秒あるら  
 十五秒あるらるひい一秒又い二十秒あるらしく時るら  
 ちてその音由空砲といちらひくちと又即ちまら  
 翌二日の秋十時ごろは本町のくく又火の光りなる  
 秋まきだて滅せは二日の秋もまて日しかくは火の  
 光りなるら徳市門八幡社様の邊に戦卒ありし中  
 ありきまきども一やどそ確報をたきまきばくく又そ弾  
 ありくくはのまきだ

野島守初宮の仔細劫ヶ中の測量より是は日本京師  
 の東側四度十一分二秒北緯之十六度之十三分二十  
 秒よりより志らねは江戸の城より方位の六度十  
 一分距離の東に二二口至二十九丁余とあるは路の  
 屈曲あるを以て旅川の里敷の二十六里十九丁あり  
 とつふ

一 同日月三日八時市門の邊に戦卒は是より遠く中山  
 陣にあり 官軍がく最賞は前有る大杉茂少佐と系  
 阿部茂少将の由人救市門より出しよお成は



し貿易まゝうんは始りて

一 天津より難波幕府の地を以て鉄道を築き火車を以て  
て西に法國の地を運輸せんとい

一 支那を改ことぐ、西洋各國の法を學び英吉利の大  
學師韋先生を以てて太子を保とし、由は國政を以  
てて地軍勢を以ててまゝくまぐく洋法を利せしむ

五

五

